

青森県知事選挙

投票は私たちの貴重な権利が表現される大切な機会です。あなたの大事な一票を棄権しないで投票しましょう。



投票日

6月4日(日)

■ 選挙権を有する方

● 年齢と住所

平成17年6月5日以前に生まれた方で、令和5年2月17日以前から新郷村に住民登録されている方です。

● 転出者

新郷村から青森県内の他の市町村へ転出された方でも、新郷村の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」があれば投票できます。証明書は、現在住所を有する市町村の住民窓口申し出ると無料で交付されます。

※ただし、県外に転出した方は、投票できません。

■ 投票所入場券

入場券はすべての有権者に送付します。あらかじめ投票所を確認してください。入場券は投票当日持参願いますが、もしも紛失された場合でも本人であることが確認できれば投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

■ 投票の方法

● 6月4日の投票日は記号式(候補者氏名の上の欄に○の印を押す)となります。○の印は投票記載所に用意してあります。

● 期日前投票及び不在者投票は、自書式(候補者氏名を一人書くこと)です。

■ 期日前投票

投票当日、仕事・用事・旅行・冠婚葬祭・病気・ケガ・出産等により投票できない時は、期日前投票ができます。

● 投票期間 5月19日から6月3日まで

● 時間 午前8時30分から午後8時まで

● 期日前投票所 新郷村山村開発センター1階「中会議室」

● 投票の手続き

選挙当日の投票所における投票手続きとほぼ同じです。
(なお、宣誓書※の提出を必要とします)

※宣誓書は、期日前投票所に用意してあるほかに、入場券裏面に印刷されているもの及び村ホームページ(<http://www.vill.shingo.aomori.jp/>)からダウンロードしたものを使用できます。あらかじめ必要事項を記入してからおいでになりますと受付が早くすみます。

■ 不在者投票

名簿登録地の市町村以外の市町村や病院、老人ホーム(不在者投票ができる施設として指定されているところに限ります。)などで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。不在者投票を行う場合は、早めに入所されている病院長又は施設長に請求してください。

■ 郵便等投票

定められた理由に該当する身体障がい者などで、郵便投票証明書を持っている人は在宅投票ができます。投票用紙の請求は投票日の4日前までですので、お早めの手続きをお願いします。

● 投票所及び投票時間 ●

第1投票所	新郷村山村開発センター	午前7時から 午後8時まで	第4投票所	北老人福祉センター	午前7時から 午後8時まで	第7投票所	長崎集会所	午前7時から 午後7時まで	第10投票所	中崎生活文化センター	午前7時から 午後7時まで
第2投票所	小坂地区公民館		第5投票所	水沢地区農業集落多目的集会施設	午前7時から 午後7時まで	第8投票所	西越地区公民館	午前7時から 午後8時まで			
第3投票所	西老人福祉センター		第6投票所	第七分団屯所	午前7時から 午後8時まで	第9投票所	住民憩いの家	午前7時から 午後7時まで			